

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
8月13日
(火曜日)

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定の解除 (環境政策課) 二
自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定 (自然保護課) 三
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示 (環境政策課) 三
○公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 四



山口県告示第百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年八月十三日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

令和元年八月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 中元クリーニング株式会社
住 所 広島県府中市上下町九四五番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 中元クリーニング株式会社山口工場
所在地 山口市大字朝田一七二番地
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (kg/回)力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間 (一日当たりの使用時間)
六七	五〇	令和元、三 年九月、三	令和元、三 年九月、三	令和元、三 年九月、三	連続八時間 変動なし

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定に関する告示（平成三十一年山口県告示第七十二号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和元年八月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る要措置区域
山口市吉敷下東一丁目三二四三の一の一部及び三二四四の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第二百二十八号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、西中国山地国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県岩国農林水産事務所および岩国市錦総合支所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

公園名	事業名	位 置	規 模
西中国山地国定公園	寂地峡野営場事業	岩国市錦町宇佐（寂地峡）	防護柵（二二メートル） テントサイト（八〇平方メートル）

山口県告示第二百二十九号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年八月十三日
表中

山口県知事 村岡 嗣 政

〔浜崎区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち萩市
横島、羽島、尾島、相島、大字、椿東
除く。越ヶ浜、後小畑、中小畑、前小畑を
除く。及び松本川と橋本川に囲まれ
た区域)〕

2 /
/に掲げる漁業以外の漁業

〔浜崎区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち萩市
横島、羽島、尾島、相島、大字、椿東
除く。越ヶ浜、後小畑、中小畑、前小畑を
除く。及び松本川と橋本川に囲まれ
た区域)〕

法第百四条第二号に掲げる漁業

改める。



(八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年八月十三日から同年十二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年八月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 常盤町一丁目スマイルマーケット

所在地 宇部市常盤町一丁目六番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

宇部市 宇部市常盤町一丁目七番一号 久保田后子

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	株式会社山口井筒屋宇部店	常盤町一丁目スマイルマーケット

四 届出年月日

五 令和元年七月二十四日
変更年月日
令和元年七月二十日

に を

令和元年八月十三日印刷
令和元年八月十三日発行

発行人所 山口県知事
山口県知事